

名古屋地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 更正処分審査請求棄却決定取消請求事件  
国側当事者・国(豊田税務署長)  
平成21年6月11日棄却・控訴

判 決

原告 甲  
被告 国  
同代表者法務大臣 森 英介  
処分行政庁 豊田税務署長  
同指定代理人 佐藤 公一  
渡邊 英生  
竹内 寛和  
近藤 耕市  
土田 徹

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

原告の平成18年分の所得税に係る更正の請求に対し処分行政庁が平成19年10月11日付  
けでした更正をすべき理由がない旨の通知処分のうち、介護費用982万6690円に関する部分  
を取り消す。

第2 事案の概要

本件は、原告が、被相続人である父親から相続した土地の譲渡によって得た所得に係る平成18  
年分の所得税につき、被相続人の介護に要した費用982万6690円(以下「本件介護費用相当  
額」という。)が「資産の取得費」(所得税法33条3項)に該当するなどとして、更正の請求をし  
たところ、処分行政庁が、更正をすべき理由がない旨の通知処分(以下「本件通知処分」という。)  
をしたことから、その一部(本件介護費用相当額に関する部分)につき取消しを求めた事案である。

本件で引用する主な関連法令の条項は、別紙1「関連法令」記載のとおりである。

1 前提事実(証拠を掲げていない事実は当事者間に争いのない事実である。)

- (1) 原告の父乙(以下「被相続人」という。)は、昭和55年12月に脳出血で倒れ、昭和56  
年1月から右半身不随と脳出血後遺症により寝たきりとなり、介助を要する状態となった(甲  
7)。そのため、原告は、被相続人が死亡するまで被相続人の介護を行った(弁論の全趣旨)。
- (2) 原告は、昭和63年3月11日、被相続人の死亡により、被相続人所有の豊田市の土地(以  
下、「本件土地」という。)を相続した。
- (3) 原告は、平成18年11月17日、株式会社Aに対し、本件土地を代金2250万円で売

却した（乙2、9、10）。

(4) 原告は、平成19年3月14日、平成18年分の所得税につき、別紙2「課税等経緯一覧」のとおり、確定申告（以下「本件確定申告」という。）をした。本件確定申告においては、本件土地の譲渡所得につき、総収入額（譲渡価額）を2250万円、取得費を112万5000円（譲渡価額の100分の5に相当する額）、譲渡費用を144万8023円（仲介手数料、収入印紙代、測量分筆費用、登記費用及び抵当権抹消費用の合計）、納付すべき税額を280万6900円としていた。

(5) 原告は、平成19年8月3日、別紙2「課税等経緯一覧」のとおり、処分行政庁に対し、平成18年分の所得税につき、更正の請求（以下「本件更正の請求」という。）をした。本件更正の請求においては、更正の請求をする理由として、「相続財産を売却したのであるが、被相続人の介護には長期にわたり全額自己負担に於て相続人が介護した」と記載し（乙1）、本件土地の譲渡所得につき、取得費を1095万1690円（上記(4)の取得費112万5000円に本件介護費用相当額982万6690円を加えた額）、譲渡費用を145万1173円（上記(4)の譲渡費用に3150円を加えた額）としていた。

原告が主張する本件介護費用相当額982万6690円は、公刊物に記載された要介護認定での判定結果「要介護4」の1か月当たりの介護サービスの利用限度額30万6000円から自己負担相当額（1割）の3万0600円を控除した額27万5400円に、被相続人の介護月数（86か月）と、本件土地の面積（1136㎡）が被相続人から相続により取得したとする土地の総面積（2738㎡）に占める割合を乗じて算出されたものである（甲9）。

(6) 処分行政庁は、平成19年10月11日、本件更正の請求に対し、更正をすべき理由がない旨の本件通知処分をした。

(7) 本件通知処分に対する不服申立ての経緯は、別紙2「課税等経緯一覧」のとおりである。

## 2 争点

本件介護費用相当額が、本件土地の譲渡に係る譲渡所得の計算上、控除の対象となるか否か。

## 3 争点に関する当事者の主張

（被告の主張）

### (1) 所得税法上の控除について

相続により財産を取得した場合、取得者は被相続人の取得費をそのまま引き継ぐことになるから、本件土地の譲渡に係る譲渡所得の金額の計算上、取得費となるのは、被相続人の取得費の額に原告が本件土地を保有した期間において本件土地に対して支出した設備費及び改良費を加えた合計額である。原告が主張する本件介護費用相当額は、介護保険法に基づく国税及び地方税による財政負担部分相当額として原告が独自に算出した金額であり、被相続人が本件土地の取得に要した費用ではなく、また、原告が本件土地を取得した後に加えた設備費用や改良のための費用でもないことが明らかである。さらに、本件介護費用相当額が、本件土地の譲渡を実現するために必要な費用でないことも明らかである。

したがって、本件介護費用相当額は、所得税法38条1項所定の「資産の取得に要した金額並びに設備費及び改良費の合計額」及び同法33条3項所定の「譲渡に要した費用」のいずれにも該当しないから、本件土地の譲渡に係る譲渡所得の計算上、控除の対象となるものではない。

### (2) 憲法14条違反との主張について

原告が被相続人を介護し、介護費用を負担したことと、原告が本件土地を相続し、他に譲渡して譲渡所得を得たこととは全く別の事柄であり、介護をしたか、介護保険を利用したかどうかによって、相続した不動産に係る譲渡所得の税負担に差異を設ける合理的理由がない。本件通知処分が憲法14条に反するという原告の主張は、独自の見解にすぎず、失当である。

(原告の主張)

現在では、介護を必要としている人は、介護保険により介護費用の1割を負担するだけで介護が受けられ、介護保険の財源の50%は国税及び地方税により、残りの50%は介護保険の加入者からの保険料で賄われている。

原告は、被相続人が昭和55年12月に脳出血で倒れてから昭和63年3月に死亡するまでの間、自己負担で被相続人の介護をした。また、原告は、母親である丙の介護もした。

介護保険を利用して介護を受けられる人は、介護費用の1割を負担すればよく、残り9割に相当する部分について利益を得ており、介護を提供する施設や人は、介護に応じた対価を得ている。また、扶養家族に介護を必要とする人がいると、介護を放棄すれば、刑法上の保護責任者遺棄の責任を問われるが、介護保険制度を利用し、介護費用を払って、介護施設や介護サービスを提供する人に頼めば、事実上、刑法上の責任を問われることは少なくなる。

原告は、自己負担で被相続人と母親の介護をしたのに、本件介護費用相当額を本件土地の譲渡に係る譲渡所得の計算上控除することが認められずに、今また介護にかかる国税の負担及び介護保険の負担をさせられることは二重の負担となる。本件更正の請求に対し更正をすべき理由がないとした本件通知処分は、憲法14条に定められている法の下での平等に反しているから、取り消されるべきである。

### 第3 当裁判所の判断

- 1 譲渡所得の金額は、総収入金額から資産の取得費及びその資産の譲渡に要した費用を控除して計算するものとされ(所得税法33条3項)、その資産の取得費は、別段の定めがあるものを除き、当該資産の取得に要した金額並びに設備費及び改良費の合計額とされている(同法38条1項)。また、相続により取得した資産は、相続人が引き続き所有していたものとみなされる(同法60条1項)から、当該資産について譲渡所得の金額の計算上控除される取得費は、被相続人及び相続人がその資産を取得するのに要した金額並びに設備費及び改良費の合計額である。

ところで、譲渡所得に対する課税の趣旨は、資産の値上がりによりその所有者に帰属する増加益を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会にこれを清算して課税するという点にあるから、譲渡所得の金額の計算上、当該資産の取得に要した金額として総収入金額から控除することができるのは、取得代金のように当該資産の客観的価値を構成するもの及び当該資産を取得するために要した登録免許税や仲介手数料等であり、居住者の日常的な生活費ないし家事費に属するものはこれに含まれないのである。

本件についてみると、原告が主張するように自らの費用で被相続人の介護を余儀なくされたとしても、本件土地は相続によって取得されたものであるから、原告が被相続人のために負担した介護費用をもって本件土地の取得に要した費用ということとはできず、また、原告による介護費用の支出が本件土地の価値を高めたとは認められないから、その支出が本件土地の設備費及び改良費に該当しないことは明らかであって、本件介護費用相当額は本件土地の取得費には当たらないというべきである。さらに、介護は本件土地の譲渡とは何ら関係がないから、本件介護費用相当額は本件土地の譲渡に要した費用にも当たらない。

したがって、本件介護費用相当額は、本件譲渡に係る譲渡所得の金額の計算上、控除の対象とはならないものである。

- 2 原告は、本件介護費用相当額を本件土地の譲渡に係る譲渡所得の計算上控除することを認めなかった本件通知処分は、憲法14条に違反すると主張する。

しかしながら、原告が被相続人を介護して介護費用を負担したことと、原告が本件土地を相続し、これを他に譲渡して譲渡所得を得たこととは、全く別の事柄であって、譲渡所得の計算上、介護費用相当額が控除の対象とされていないことには、何ら不合理な点はない。憲法14条違反をいう原告の主張は、結局、介護保険法施行前と施行後の状況を比較した違いをいうにすぎず、採用することができない。

- 3 そうすると、本件土地の譲渡に係る譲渡所得の金額の計算において、分離長期譲渡所得金額は、総収入金額2250万円から、本件介護費用相当額を含まない取得費112万5000円及び資産の譲渡に要した費用144万8023円を控除した1992万6977円となり、同金額から、所得から差し引かれる金額38万円を控除して、課税される所得金額は1954万6000円（1000円未満切捨て）となり、同金額に租税特別措置法31条1項の税率（100分の15）を乗じて算出した293万1900円から、定率減税額12万5000円を控除すると、原告の平成18年分の所得税の納付すべき税額は280万6900円となる。

本件確定申告の申告書に記載された税額は、上記の納付すべき税額と同額であるから、本件更正の請求に対し更正をすべき理由がないとした本件通知処分は適法であり、原告の請求は理由がない。

よって、主文のとおり判決する。

名古屋地方裁判所民事第9部

裁判長裁判官 増田 稔

裁判官 前田 郁勝

裁判官 杉浦 一輝

(別紙1)

## 関連法令

### 所得税法

33条1項 譲渡所得とは、資産の譲渡（建物又は構築物の所有を目的とする地上権又は賃借権の設定その他契約により他人に土地を長期間使用させる行為で政令で定めるものを含む。以下この条において同じ。）による所得をいう。

#### 2項 (略)

3項 譲渡所得の金額は、次の各号に掲げる所得につき、それぞれその年中の当該所得に係る総収入金額から当該所得の基因となった資産の取得費及びその資産の譲渡に要した費用の額の合計額を控除し、その残額の合計額（当該各号のうちいずれかの号に掲げる所得に係る総収入金額が当該所得の基因となった資産の取得費及びその資産の譲渡に要した費用の額の合計額に満たない場合には、その不足額に相当する金額を他の号に掲げる所得に係る残額から控除した金額。以下この条において「譲渡益」という。）から譲渡所得の特別控除額を控除した金額とする。

1 資産の譲渡（前項の規定に該当するものを除く。次号において同じ。）でその資産の取得の日以後5年以内にされたものによる所得（政令で定めるものを除く。）

2 資産の譲渡による所得で前号に掲げる所得以外のもの

38条1項 譲渡所得の金額の計算上控除する資産の取得費は、別段の定めがあるものを除き、その資産の取得に要した金額並びに設備費及び改良費の額の合計額とする。

60条1項 居住者が次に掲げる事由により取得した前条第1項に規定する資産を譲渡した場合における事業所得の金額、山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算については、その者が引き続きこれを所有していたものとみなす。

1 贈与、相続（限定承認に係るものを除く。）又は遺贈（包括遺贈のうち限定承認に係るものを除く。）

2 前条第2項の規定に該当する譲渡

(別紙2)

課税等経緯一覧

(単位：円)

区分		確定申告	更正の請求	通知処分	異議申立て	異議決定	審査請求	裁決
年月日		平成19年3月14日	平成19年8月3日	平成19年10月11日	平成19年11月15日	平成20年2月6日	平成20年2月20日	平成20年6月10日
分離長期譲渡所得の金額(①-②-③)		19,926,977	10,097,137	更正をすべき理由がない旨の通知処分	一部取消し	棄却	一部取消し	棄却
内訳	① 総収入金額	22,500,000	22,500,000					
	② 取得費	1,125,000	10,951,690					
	③ 資産の譲渡に要した費用	1,448,023	1,451,173					
所得控除の金額		380,000	380,000					
課税総所得金額		19,546,000	9,717,137					
定率減税額		125,000	125,000					
納付すべき税額		2,806,900	1,332,500					